



石川県消防操法大会

9

2026
(令和8年)

No.253



土田分団が優勝！再び全国の舞台へ！



優勝した土田分団の皆さん・・・分団長：安田 真也 指揮者：中島 達也 1番員：山守 雄太 2番員：前田 世界 3番員：川端 隼平
4番員：田島 善人 補 欠：両國 史葵 補助員：藤田 啓語



ポンプ車操法を実施する西増穂分団



優勝旗を受け取る土田分団

7 月25日(土)、石川県操法大会が金沢市の石川県消防学校で開催され、地区予選を通過した17分団が消火の基本操作の速さと正確さを競いました。

志賀町からは、羽咋郡市大会ポンプ車

土田分団が優勝！再び全国大会へ

第71回 石川県消防操法大会

操法の部で優勝した西増穂分団と、準優勝の土田分団が出場し、日頃の訓練の成果を発揮しました。土田分団は悲願の優勝を果たし、西増穂分団は惜しくも敢闘賞受賞という結果でした。

今後、土田分団は10月31日(土)に東京都で開催される全国消防操法大会に石川県代表として出場します。土田分団は10年前にも同大会に石川県代表として出場し準優勝しています。団員一同、全国大会に向け、西山台の防災公園で日々訓練に励んでいます。どうぞ、皆さんの応援をよろしくお願いいたします。



被災者支援窓口は9月30日(水)で閉鎖します

【受付場所】 役場本庁舎、富来支所（平日：9:00～12:00、13:00～16:00）ID 1506

令和6年能登半島地震発生以降、役場本庁舎と富来支所に設置していた被災者支援窓口（ワンストップ窓口）は9月30日(水)で閉鎖します。今後の手続きなどは、担当課の各窓口で受け付けしますので、お手数をおかけいたしますが、以下の担当課へ連絡・来庁をお願いします。

「石川県地域福祉推進支援臨時特例給付金」については、引き続き、役場本庁舎1階および富来支所に手続き窓口がありますのでそちらにお問い合わせください。

制度名	担当課	連絡先
被災者生活再建支援制度（全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊） ID 1504	危機対策課（3階17番）	☎32-9321
志賀町住まい再建支援金 ID 2038		
義援金の申請（県第一次～五次、町一次・二次配分） ID 2252		
志賀町被災建物跡地防草対策助成金 ID 1159	総務課（3階16番）	☎32-9311
り災証明再交付	税務課（1階5番） または 富来支所	☎32-9141
石川県地域福祉推進支援臨時特例給付金 ID 2037	臨時特例給付コールセンター ☎ 076-225-1956	

農業機械再取得等支援事業の
申込期限は9月30日(水)まで

災害で被害を受けた、農業用施設および農業用機械の再取得・再建・修繕を支援します。

◆申込期限 令和8年9月30日(水)

◆申込場所 農林水産課（2階7番）



対象者

令和6年能登半島地震によって被害を受けた農業者や農業法人が対象（自家消費のみは対象外）

※農産物の販売実績がある人で、営農を辞めることなく再開する人に限ります。

必要書類

- ・経営状況が確認できる書類（確定申告書の写しや出荷伝票など）
- ・見積書（3社以上）
- ・被災状況がわかる写真
- ・農業用施設および農業用機械の詳細（所有者・面積など）が分かる書類

※そのほか必要となる書類がありますので、申込希望者は事前に相談してください。

☎ 農林水産課 ☎32-9290 ID 10280

住宅の応急修理制度の
申込期限は9月30日(水)まで

災害で「準半壊」以上の被害を受けた住家に引き続き住むことを目的に、屋根や床、壁、窓、台所、トイレなどの日常生活に必要な最低限度の部分の応急的な修理を役場が行います。

（役場が業者に依頼し、修理費用を役場が直接業者に支払う制度。見積書の提出は申請後でも可能となりましたが、修理は見積書提出後に役場が業者に依頼します）

※住宅のみが対象となります。納屋や車庫、空き家は対象となりません。

◆申込期限 令和8年9月30日(水)

◆申込場所 まち整備課（2階9番）

【工事完了期限】 当面、期限なし



	補助対象経費	補助限度額
準半壊	10/10	343,000円
半壊、中規模半壊、大規模半壊、全壊	10/10	706,000円

☎ まち整備課 ☎ 32-9211 ID 2197

保育園・認定こども園の 入園申し込みを受け付けます

受付期間

10月1日(木)～23日(金)まで

入園期間

令和9年4月1日(木)～令和10年3月31日(金)まで

令和9年度の入園申し込みを受け付けます。申込書に必要事項を記入し、入園を希望する施設へ提出してください。(新規入園、継続入園ともに申し込みが必要)



教育・保育給付認定

保育園・認定こども園などを利用する際は、「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。

入園基準

保護者や同居の親族が就労や疾病などで子どもを保育できない場合

保育料

全ての児童の保育料・主食費・副食費は無償です。ただし、特別保育事業（延長保育・一時保育・休日保育）にかかる費用やその他利用料（保護者会費、雑費など）については、保護者負担となります。



支給認定区分	対象とする子ども	利用施設
1号認定	満3歳以上の就学前の子ども (2号認定を除く)	認定こども園
2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする子ども	保育園、認定こども園
3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする子ども	

◎2号・3号認定は、保護者の就労時間などにより、最長11時間利用できる「保育標準時間」と、最長8時間利用できる「保育短時間」に区分されます。

町内施設一覧 (公立2カ所、私立1カ所)

*いずれの施設も、生後2カ月からの受け入れとなります。

区分	町内施設	電話番号	定員	保育利用可能時間 (月～土曜日)	特別保育	
					延長保育 (※)	休日保育
公立	高浜保育園 (高浜町)	☎ 32-0214	69人	【保育短時間】 8:30～16:30 【保育標準時間】 7:30～18:30	【保育短時間】 7:00～8:30 16:30～19:00	○
	とき保育園 (富来領家町)	☎ 42-0366	66人		【保育標準時間】 7:00～7:30 18:30～19:00	
私立	幼保連携型 認定こども園 すばる幼稚園 (高浜町)	☎ 32-2640	215人	教育 (1号)	7:00～8:00 16:00～19:00	○
				保育 (2・3号)	【保育短時間】 8:00～16:00 【保育標準時間】 7:30～18:30	○

(※) 延長保育は別途料金が必要です。

申し込み方法

新規申し込みの人	継続利用の人	町外の施設を利用する人
① 保育園または子育て支援課窓口で教育・保育給付認定申請書兼入所申込書を受け取ってください。 ② 必要書類をそろえ、入所申込書と一緒に希望する施設へ提出してください。 ③ 志賀町から支給認定証を交付します。 (2月頃予定) ④ 志賀町から入所承諾書を交付します。 ⑤ 決定した施設を利用できます。	① 施設から教育・保育給付認定現況届を兼ねた入所申込書を配布します。 ② 必要書類をそろえ、入所申込書と一緒に施設へ提出してください。 ③ 志賀町から入所承諾書を交付します。 ④ 決定した施設を継続利用できます。	保護者の勤務先が町外であるなどの理由で、町外の幼稚園や保育所、認定こども園などの利用を希望する人や、すでに利用している人で継続を希望する場合は、子育て支援課窓口で手続きが必要です。

詳しくは…各保育園・認定こども園 または 子育て支援課 (☎ 32-9122) まで



志賀町ブックスタート はじまります

あかちゃんに
絵本を2冊プレゼント♪



ブックスタートとは

絵本をひらく楽しい「体験」と共に
「絵本」をプレゼントする活動です。
抱っこのぬくもりの中で絵本を
読んでもらう心地よさや嬉しさを
「すべてのあかちゃん」に届けます。



ブックスタート引換券

ふりがな	生年月日	令和	年	月	日生
お子さまの	お名前	みほん			
ふりがな	保護者の	氏名	有効期限	令和	年 月 日

見本



実施日	4カ月児健診日
時 間	13:00～ 開催時間中は随時実施
対 象	4カ月児健診対象のあかちゃんと保護者
持ち物	ブックスタート引換券と母子手帳
会 場	志賀町保健福祉センター

※図書館員による読み聞かせも行っています。

※4カ月児健診の日程は、各家庭
への通知、志賀町ホームページ
(☎1977)をご覧ください。



☎ 志賀町立図書館 ☎ 32-1740

検診日程

令和
9年度

放課後児童クラブ 入会申請を受け付けます

保護者および祖父母が仕事などの理由により日中家に
不在で、学校の放課後や長期休業期間に保育する事が困
難な家庭の児童を対象に、家庭に代わって安心して過
すための「生活の場」として、志賀・富来の両地区に放
課後児童クラブを設置しています。

令和9年度の入会受付を始めますので、入会を希望
する人は申請書を各放課後児童クラブへ提出してください。
申込多数の場合は、右記の優先順位となり、入会の希望
に沿えない場合がありますのでご了承ください。



受付期間 10月1日(木)～30日(金)まで

対象学年	小学校1年～6年生
負 担 金	保育料 6,000円(児童1人月額) おやつ代 2,000円(児童1人月額) 保険料 800円(児童1人年額)
申 請 書	新1年生：保育園などから配布 1～5年生：各児童クラブに設置 (開所時間：平日9:30～18:00)
提 出 先	入会希望の児童クラブへ直接提出
入 会 の 優先順位	入会基準を満たしている児童につ いて、以下の順で入会を決定します。 ①ひとり親家庭 ②低学年の児童 ③学年が同じ場合…保護者の勤務 日数や時間、近隣の親族の有無など を考慮し、優先順位を決定します。

☎ 志賀放課後児童クラブ
(志賀小学校に隣接) ☎32-0384

☎ 富来放課後児童クラブ
(とぎ保育園横) ☎42-0113



マイナポータルを利用して入会手続きが可能です。↑